

公益財団法人 所沢聖地霊園 合祀式共同墓所使用規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人所沢聖地霊園(以下「財団」という)が運営する合祀式共同墓所(以下「墓所」という)の使用・管理に関する基準を定め、墓所の適正な使用・管理を図ることを目的とします。

(用語の定義)

- 第 2 条 この規則で「墓所」とは、所沢聖地霊園内の合祀式共同墓所として区画された土地および施設をいいます。
- 2 この規則で「合祀」とは、ひとつの納骨施設に2体以上の遺骨を埋蔵することをいいます。
 - 3 この規則で「遺骨」とは、人の焼骨(または遺骨に代わる土)のことをいいます。
 - 4 この規則で「使用者」とは、墓所に遺骨の埋蔵を行う者で、財団の所定の手続を得て使用承認を得た者をいいます。
 - 5 この規則で「生前申込者」とは、生前に申込者自身の遺骨を墓所に埋蔵することを希望する者で財団の所定手続を得て、埋蔵承認を得た者をいいます。
 - 6 この規則で「改葬」とは、墓所より遺骨の全部または一部を他の場所に移すことをいいます。
 - 7 この規則で「永代使用料」とは、遺骨1体(または骨つぼ単位)の使用料をいいます。

(管理者)

第 3 条 墓所は、財団の理事長が任命する「管理者」が管理します。

(規則の遵守)

第 4 条 墓所の使用者及び生前申込者はこの規則に従っていただきます。

(埋蔵の制限)

- 第 5 条 墓所に埋蔵できる遺骨は下記の遺骨に限ります。
- (1) 本使用規則第9条に定める、所定の手続を行い財団の承認を得た使用者が埋蔵する遺骨および生前申込者の遺骨。
 - (2) 財団が管理する霊園内の無縁墳墓等(無縁墓所)に埋蔵され、「墓地、埋葬等に関する法律」により財団が改葬の許可を得た遺骨。
 - (3) 死体(死胎を含む)、他の副葬品、ペットの焼骨等は埋葬、埋蔵できません。

(使用申込資格)

- 第 6 条 墓所は日本国籍を有する方に限り使用できます。但し、管理者が認めたときは日本国籍以外の方でも使用できます。
- 2 墓所は宗教を問わず、どなたでも使用することができます。
 - 3 管理者が認めたときは、法人が墓所を使用できます。

(埋蔵方法)

- 第 7 条 埋蔵は合祀とし骨つぼ等から遺骨を取り出し、遺骨のみを財団が指定する所定の場所に納骨していただきます。

(遺骨の取り出し、改葬、または返還の禁止)

- 第 8 条 使用者および生前申込者は如何なる理由があっても、一旦埋蔵した遺骨はこれを取り出すこと、または改葬はできないことを承諾して埋蔵することとします。

(申込手続と永代使用料等)

- 第 9 条 墓所使用の申込みは財団が指定する「使用申込書」に所定の事項を記入し、関係書類を添えて申込みをしていただきます。
- 2 申し込み後、財団の承認を得た方は、別に定める「永代使用料」を納入していただきます。また一旦納入した「永代使用料」は理由の如何に関らず返還いたしません。
 - 3 管理料はいただきません。
 - 4 埋蔵後、法要等を行う場合は別に財団が定める手数料をいただきます。

(使用承諾証、埋蔵承諾証の発行)

- 第 10 条 財団は前条の申込手続を行い、財団が承認した方に使用・埋蔵承諾証を発行します。

(埋蔵証明書の発行)

- 第 11 条 埋蔵届出者には、埋蔵者の住所・氏名・埋蔵日を記載した埋蔵証明書を発行します。

(使用者等の義務)

- 第 12 条 使用者等は埋蔵、または法要を行う場合は、あらかじめ所定の手続きを行い管理者の承認を得ていただきます。

(財団の義務)

- 第 13 条 財団は、墓所の清掃、生垣の剪定、除草などの管理、および定期的な献花を行います。

(墓石、墓誌等の建立の禁止)

- 第 14 条 使用者および生前申込者等は、墓所内において墓石、墓誌等を建立すること、および塔婆等を立てることはできません。

(定めのない事項)

第15条 この使用規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、そのつと管理者が決定します。

(規則の変更)

第16条 この規則の内容について、墓地、埋葬法等に関する法令等現行法規が改正された場合、ならびに社会的・経済的な事情の変化が生じた場合、および管理者が必要と認めた場合には、本規則を変更することがあり、使用者および生前申込者等はこれに従っていただきます。

(合意管轄裁判所)

第17条 この規則に関する紛争については、さいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とし、調停についてはさいたま地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

附 則

この規則は西暦2014年4月1日から施行します。